

## 公益財団法人 兵庫県剣道連盟会員の負担金及び会費の額を定める規程

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県剣道連盟定款第41条第2項に基づき、加盟団体の負担金及び会員の会費等の額を定めるものとする。

第2条 前条の額は当分の間、次のとおりとする。

- |                           |         |
|---------------------------|---------|
| (1) 負担金 (年間)              |         |
| ア 一般団体                    | 10,000円 |
| イ 学校団体                    |         |
| (ア) 大学・短大・高専・警察学校・その他各種学校 | 10,000円 |
| (イ) 高等学校                  | 5,000円  |
| (ウ) 中学校                   | 5,000円  |
| ウ 少年団体                    | 5,000円  |
| (2) 終身会費 (希望する者)          |         |
| ア 一般団体の会員 1人              | 14,000円 |
| (3) 会費 (年間)               |         |
| ア 一般団体の会員 1人 年会費          | 2,000円  |
| イ 学校団体の会員 1人              |         |
| (ア) 入会金                   | 1,000円  |
| (イ) 会費                    | 2,000円  |
| ウ 少年団体の会員 1人 入会金          | 1,000円  |
| エ 賛助会員 1人 1口              | 10,000円 |

ただし、学校・少年団体の会員の入会金は一級合格時に、会費は段位合格時にそれぞれ納入するものとし、次の昇段時まで有効とする。

#### (4) 参加料

参加料については、それぞれの実施要項等に明示する。

第3条 終身会費を納入した者は、年度始めに登録した団体の所属とする。ただし、他の団体会員として別に年会費を納入すれば、重複登録をすることはできる。

#### 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

- |      |                    |
|------|--------------------|
| 一部改正 | 平成7年6月25日          |
| 一部改正 | 平成7年9月9日           |
| 一部改正 | 平成8年2月18日          |
| 一部改正 | 平成9年2月23日          |
| 改 正  | 平成14年4月1日          |
| 一部改正 | 平成19年6月16日         |
| 一部改正 | 平成21年3月15日         |
| 一部改正 | 平成24年4月1日法人移行による。  |
| 一部改正 | 平成25年4月1日          |
| 一部改正 | 平成29年4月1日          |
| 一部改正 | 令和2年4月1日公益法人移行による。 |